

鹿島ライオンズクラブYCE規則

昨今の日本に於ける国際化の影響により、これに対する青少年の育成は重要である。これに鑑み、当クラブは、その目的達成の一助として、健全なるYCE事業を推進し、青少年をして直接に外国を理解せしめ、又他国の青少年に、日本の生活を体験させ、併せて世界のライオンズクラブ間の友好の和を広げんとするものである。その実施に当たっては、下記の要綱によるものとする。

記

1. 派遣について

- (1) 派遣学生は16～21才までとし、英検資格2級程度の英語力を有する者とする。
- (2) 派遣学生の推薦を依頼する教育機関の選定は、YCE国際協調委員会（以下略称YCE委員会と記載）で決定する。
- (3) 派遣学生は、①鹿嶋市に在住し、教育機関推薦及び公募（自己推薦）によるもの2名以内と、②クラブ会員の子弟2名以内の計4名以内とする。
派遣生の人数に制限がある場合はYCE委員会で派遣学生の選定方法を決定する。
- (4) 推薦された派遣学生の認定は、YCE委員会で審議の上、理事会に諮る。
認定を受けた派遣学生をキャビネットに申請する。
- (5) 派遣学生に対する補助は、教育機関推薦のYCE生に対しては、派遣生1名につき15万円以内、クラブ会員子弟に対しては、派遣生1名につき5万円以内を助成金として支給する。但し、助成金の額は理事会で検討の上決定する。
- (6) キャビネットでのオリエンテーション及び帰国報告会等に参加する際の本人及び保護者の参加登録料と旅費及び諸費用は個人負担とする。
- (7) やむを得ずキャンセルの場合、①キャンセル料・チケット代・諸費用等については全額本人負担、②助成金は返還、とする。

2. 受入について

- (1) ホスト家庭は、ライオンズ会員、地域内で家庭奉仕を希望する家庭にYCE委員会で依頼する。子弟を派遣したメンバー及びノンメンバーは、極力受入に協力するものとする。
- (2) ライオンズ会員は、ホスト家庭のみにまかせず、ホスト家庭の要請により訪問者を接待したり、歴史的、文化的な施設に案内したり、又地域の青少年達にも紹介するなど進んで協力奉仕する。
- (3) ホスト家庭への補助は、学生1人1日につき5,000円とする。
- (4) 歓送迎会など公式行事の場合は、その費用をクラブが負担する。

3. YCE委員会の任期について

- (1) 夏期YCE生の受入、及び派遣YCE生の帰国（9月末）まで前年度の委員長がその任にあたるものとする。

4. その他の事項

- (1) 当クラブのYCE事業は、本規約を準用運営するものとするが、本規約以外の事例が生じる場合は、理事会に於いて審議・決定する。
- (2) 本規約の改廃は、YCE国際協調委員会が答申し理事会で審議決定の上、例会の承認を得て実施する。

- ・この規則の適用は2000年9月からとする
- ・2004年7月、1.(5)を一部改定
- ・2006年7月、1.(5)を改定、(7)を承認・付記
- ・2009年6月、1.「YE」表記を「YCE」と改定